

新型コロナウイルス感染症に係る本市の取組の検証について

新型コロナウイルス感染症は、令和2年3月に初の市内感染者が確認されて以降、これまで市内での感染者は7千人を超え、特に、令和3年8月に国から発出された緊急事態宣言期間においては、1週間当たりの新規感染者が700人を超える週が続くなど、厳しい状況が続きました。

今後、来たるべき第6波に備え、より迅速な対応を図るため、保健所業務を中心とした本市におけるこれまでの取組を検証し、報告するものです。

1 国・県・市の対応等

令和2年1月に日本国内で初の新型コロナウイルス感染者が確認されて以降、国において感染拡大状況に応じた緊急事態宣言の発出や、まん延防止等重点措置の実施等がなされ、県においても外出自粛等の要請がなされました。

このような中、本市においては、令和2年4月に藤沢市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、同対策本部会議において、国や県が定めた各種方針に基づき、市民利用施設の休止又は利用時間の短縮や、市主催事業等の中止又は延期等の対応を検討したほか、不要不急の外出自粛等を呼びかける啓発活動の実施等の取組を進めてきました。

また、県が構築した新型コロナウイルス感染症対策の「神奈川モデル」に基づき、本市においても感染症患者の重症度に合わせた医療機関への入院等医療の提供を行っています。

2 本市における対応の検証

本市における対応として、保健所においては、積極的な情報発信のほか、相談体制として「藤沢コロナ受診相談センター」の開設や、自宅療養者のうち悪化リスクのある方等の健康観察等を行う「地域療養の神奈川モデル」の実施等の取組を進めました。しかし、積極的疫学調査では、令和3年7月から9月頃の感染拡大期、いわゆる第5波の期間において、予想を上回る急激な患者数の増加により、発生届受理後における患者への連絡を、当日中に行うことが困難な状況になるなどの課題が生じました。

また、ワクチン接種事業では、クーポン券について、高齢者の重症化リスク等に鑑み、年齢の高い方から順次発送を行いましたが、国の大規模接種会場の開設などにより、年齢順での発送に市民からの不満の声が多く寄せられました。

さらに、第5波の期間における患者数急増への対応として、保健所に対する全庁的な応援体制を新たに構築しましたが、感染拡大初期において職員の時間外勤務が増大する等の課題が生じました。

全庁的な対応としては、休業等で生活に困窮する市民や経営が厳しい事業者の生活を守るための対策等を進めてきました。

3 今後の対応の考え方

保健所における今後の対応の考え方として、相談体制では「藤沢コロナ受診相談センター」の体制の拡充を検討し、検査体制では、これまでの検査体制に加え、民間検査機関への委託の拡充についての対応などを進めます。

積極的疫学調査においては、府内での情報共有を積極的に行い、早期の応援体制の構築に努めるとともに、常時、県内の感染動向を注視するとともに、県及び他の保健所設置市と調整を図りながらフェーズに応じた柔軟な対応による積極的疫学調査を実施していきます。

また、ワクチン接種事業においては、個別接種と集団接種のバランスなど、これまでの経験を踏まえ、国の動向を注視しながらより早く、より安全安心な3回目接種となるよう努めます。

さらに、感染症対策体制においては、第6波に向けた新たな応援体制として、専従職員の早期配置、感染拡大の早い段階での輪番職員の配置など、より早く応援体制を発動できる基準を調整し、感染拡大の兆候をより早期に捉えた体制を再構築いたしました。今後は、応援職員がより迅速に対応することができるよう、最新の情報を府内へ周知し、より実効性のある体制に努めます。

全庁的な対応としては、特に、コロナ禍において、感染者数等の変化に応じ、感染拡大防止を最優先とする災害モードの時期と、回復に向けた支援モードの時期とを見極め、業務の優先度をつけ、市民への理解を求めていく必要があります。特に、災害モードにおいては、医療体制への負荷を軽減させることを第一に、全庁的な即応体制を整えるため、フェーズごとに公共施設や市のイベント等の開閉・実施基準を設けるなどの検討を進めます。

以上

(事務担当 健康医療部 地域医療推進課)